

様式44

167

2024年 6月 28日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所 三重県桑名市さくらの丘1番地

医療法人の名称 医療法人尚徳会

理事長名 伊佐地 秀司

電話 0594(41)4781

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 5 監事の監査報告書
- 6 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記
- 7 財産目録
- 8 純資産変動計算書
- 9 有形固定資産等明細表
- 10 引当金明細表
- 11 借入金等明細表
- 12 有価証券明細表
- 13 事業費用明細表



〔別 紙〕

様式1

事 業 報 告 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人尚徳会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

(3) 設立認可年月日 昭和56年3月20日

(4) 設立登記年月日 昭和56年4月1日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	ヨナハ丘の上病院	2410105130	三重県桑名市さくらの丘1番地	一般病床 91床 療養病床 94床 [医療保険 94床]
診療所	ヨナハレディースクリニック	2410105940	三重県桑名市大字和泉字イノ割219番地	
診療所	ヨナハ健診クリニック	2410105932	三重県桑名市和泉8丁目264番地3	
介護老人保健施設	ヨナハ介護老人保健施設	2450180035	三重県桑名市大字大福字雀塚471番地2	入所定員 100名 通所定員 30名
介護老人保健施設	湯の山介護老人保健施設	2452280015	三重県三重郡菰野町大字千草字東江野7045番地73	入所定員 150名 通所定員 35名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
ヨナハ訪問看護ステーション	三重県桑名市さくらの丘1番地	訪問看護

	121	
リハビリデイサービス「よなは」	三重県桑名市星見ヶ丘 7 丁目 121	通所介護
リハビリデイサービス「よなは」 SECOND	三重県桑名市星見ヶ丘 7 丁目 121	通所介護
ヨナハケアプランセンター	三重県桑名市星見ヶ丘 7 丁目 121	居宅介護支援
桑名市南部地域包括支援センター	三重県桑名市江場 776 番 5	桑名市からの受託事業
湯の山介護老人保健施設 ・居宅介護支援事業所 ・訪問リハビリテーション事業 ・認知症対応型通所介護 「さんさん」	三重県三重郡菰野町大字千草字 東江野 7045-3 湯の山介護老人保健施設内	居宅介護支援 訪問リハビリテーション 認知症対応型通所介護
ヨナハ介護老人保健施設	三重県桑名市大字大福字雀塚 471 番地 2 ヨナハ介護老人保健施設内	訪問リハビリテーション

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 6 月 20 日 令和 4 年度事業報告・決算承認

令和 6 年 4 月 1 日 与那覇尚の理事長退任および伊佐地秀司の理事長就任

令和 6 年度事業計画・予算承認

(4) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(6) その他

なし

様式3-1

法人名 医療法人尚徳会

所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号 A571

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,357,888	I 流動負債	545,581
現金及び預金	517,708	買掛金	83,770
事業未収金	756,674	短期借入金	130,000
たな卸資産	39,344	金利スワップ負債	
未収入金	31,371	未払金	209,412
仮払金	8,305	未払消費税等	8,725
前払費用	8,197	未払法人税等	122
立替金	289	仮受金	167
貸倒引当金	△4,000	預り金	7,343
その他流動資産	0	賞与引当金	106,042
		その他の流動負債	
II 固定資産	12,895,081		
1 有形固定資産	12,414,454		
建物	7,937,848	II 固定負債	11,621,864
構築物	1,389,195	長期借入金	10,830,954
医療用器械備品	225,265	退職給付引当金	310,324
その他の器械備品	128,246	長期前受金	480,025
車両及び船舶	7,739	長期繰延税金負債	561
土地	2,659,873		
建設仮勘定	59,400	負債合計	12,167,446
その他の有形固定資産	6,888		
2 無形固定資産	28,102	純資産の部	
借地権	4,779	科 目	金 額
ソフトウェア	20,904	I 資本金	14,469
その他の無形固定資産	2,419	II 積立金	2,068,292
3 その他の資産	452,525	別途積立金	1,150,000
有価証券	21,066	繰越利益積立金	918,292
出資金	100	III 評価・換算差額等	2,763
長期貸付金	24,480	その他有価証券評価差額金	2,763
保証金	7,297	繰延ヘッジ損益	0
会員権	7,750		
長期金利ヘッジノ資産	6,368	純資産合計	2,085,524
繰延消費税	385,464	負債・純資産合計	14,252,970
資産合計	14,252,970		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人尚徳会
 所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号 A501

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		4,903,593
2 事業費用		
(1)事業費	5,372,563	
(2)本部費	296,797	5,669,360
本来業務事業損失		765,767
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		594,751
2 事業費用		347,220
附帯業務事業利益		247,531
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業損失		518,236
II 事業外収益		
受取利息	126	
その他の事業外収益	254,679	254,805
III 事業外費用		
支払利息	135,522	
その他の事業外費用	6,666	142,188
経常損失		405,619
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	157,532	157,532
税引前当期純損失		563,151
法人税・住民税及び事業税	122	
法人税等調整額		122
当期純損失		563,273

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人尚徳会
理事長 伊佐地 秀司 殿

私は、医療法人尚徳会の第43期決算（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月28日

医療法人尚徳会

監事 神谷 明文 

監事 山本 康祐 

法人名 医療法人尚徳会
所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

医療法人尚徳会

監事 神谷 明文 殿

監事 山本 康裕 殿

あすの監査法人

愛知県名古屋市

指定社員

公認会計士

山岡輝之

業務執行社員

稻垣卓也

指定社員

公認会計士

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人尚徳会の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、この監査報告書の日付以前に当監査法人が入手した関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表及びこの監査報告書の日付より後に当監査法人に提供されることが予定される事業報告書から構成される。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。また、表明する予定もない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程にお

いて、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、この監査報告書の日付以前に入手したその他の記載内容に対して実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

継続事業の前提に関する重要な不確実性

継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は6期連続となる事業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、借入契約における財務制限条項に抵触している状況にあることから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リ

スクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

(1) 継続事業の前提に関する事項

当法人は、以下の理由により前会計年度に比し当会計年度は収益減少となりました。

1 ヨナハ丘の上病院の減収が大きく、他の事業の増収分を上回ったため

2 前年度の内科、皮膚科医師の退職及び三重大学や地域医療との連携強化の過程において、当年度末に
脳神経外科、整形外科、耳鼻咽喉科医師が退職したことによる影響

3 当法人の創業以来の中核事業である産婦人科領域において、取扱分娩数減による収益減少
医業費用につきましては、材料の共同購入やコスト削減策等が効を奏し費用減となり、全体として
減収増益となりました。しかしながら6期連続の事業損失、経常損失及び当期純損失の計上となり、
純資産の部の合計額は2,085,524千円となりました。

その結果、一部の金融機関と締結している借入契約（令和6年3月末現在借入残高 730,000千円）

について、財務制限条項に抵触しております。

当該借入金について、当法人は借入先金融機関の請求があった場合には期限の利益を喪失する可能性があります。なお、当法人が当該借入金について期限の利益を喪失した場合、

その他の借入金についても同様に期限の利益を喪失する可能性があります。

以上により、当法人には継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当法人では、当該状況を解消すべく次の施策を行なっています。

① 事業の収支改善策について

翌会計年度の具体的な改善策として以下を計画しております。

1 産婦人科領域の強化（無痛分娩対応、付帯サービスの充実等による分娩件数増加）

2 整形外科領域の強化、救急受入れ強化による収益改善

3 地域医療機関や施設との連携強化による病床稼働率向上と紹介患者・利用者増による収益改善

4 効率の良い病棟再編による入院収益改善

5 在宅支援医療の拡充による収入改善

6 透析医療の強化

7 外来収益アップに向けて、広報の強化、DXによるサービスの向上、生産性の向上

8 体制の見直しを含めた、更なるコスト削減の徹底

9 働きやすい職場の構築と医師をはじめとした人材の確保

② 計算書類への影響について

財務制限条項に抵触した長期借入金については、取引金融機関との間で期限の利益喪失の請求を
猶予していただくよう協議しております。

また、収支改善策の実行については実施途上であり、計画がすべて順調に推移するとは限らず、
不足の事態も考えられます。

以上のことから、現時点においては継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続事業を前提として作成されており、継続事業の前提に関する

重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

(2) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	15年～47年
構築物	10年～40年
医療用器械備品	4年～15年
その他の器械備品	3年～15年
車両運搬具	2年～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産の「長期前払消費税等」に計上し、5年間で均等償却しております。

(6) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理

固定資産の取得にかかる補助金等については、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法）を採用しております。

なお、損益計算書においては当該補助金等を特別利益に計上するとともに、固定資産取得原価から直接減額した額を特別損失に計上しております。

② ファイナンス・リース取引の会計処理方法

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については貸借処理によっております。

(7) 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	20,000 千円
建物	7,934,728 千円
土地	2,659,599 千円
投資有価証券	4,376 千円
計	<u>10,618,704 千円</u>

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	130,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	320,684 千円
長期借入金	10,510,270 千円
計	<u>10,960,954 千円</u>

(8) その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 純資産額、事業収益及び利益の維持に係る財務制限条項

当法人の借入金に係る契約のうち一部の契約には、各年度の末日の純資産額及び各年度の事業収益、償却前事業利益に関する財務制限条項が付されております。

抵触した場合、当法人は借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。

主な財務制限条項及び当該契約に基づく債務の当会計年度末における残高は次のとおりであります。

財務制限条項	残高（千円）
償却前利益（事業利益に減価償却費を加算した金額）が、3期連続して赤字となる状態を生じさせない	2,114,480
各会計年度の末日における売上高を4,900百万円以上に維持、かつ、純資産を2,300百万円以上に維持	730,000

上記のほか、利率の見直しが求められる財務制限条項が付された借入契約があります。

② リース取引の会計処理

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額(千円)	未経過リース料(千円)
医療用器械備品	737, 445	557, 900
その他の器械備品	2, 352	1, 568
車両運搬具	39, 576	35, 609
計	779, 373	595, 078

③ 有形固定資産の減価償却累計額

7, 534, 865 千円

④ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	25, 371 千円
未払費用	3, 684 千円
退職給付引当金	85, 028 千円
投資有価証券評価損	17, 059 千円
税務上の繰越欠損金	498, 664 千円
繰延税金資産 小計	629, 808 千円
評価性引当額	▲ 629, 808 千円
繰延税金資産 合計	- 千円

繰延税金負債

投資有価証券	561 千円
繰延税金負債 合計	561 千円

⑤ 補助金等の内訳等

補助金等の内訳

内訳	交付者	金額 (千円)	計上区分
運営費	新型コロナウイルス 感染症対策事業補助金	三重県	32, 522
		三重県	29, 483
		三重県	1, 064
		厚生労働省	2, 257
	その他	桑名市	1, 598
		桑名市	62, 085
		菰野町	3, 046
		桑名医師会	167
計		132, 223	

様式第三号

法人名 医療法人尚徳会
 所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号

財産目録
 (令和6年3月31日現在)

1. 資産額	14,252,969千円
2. 負債額	12,167,446千円
3. 純資産額	2,085,523千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,357,888
B 固定資産	12,895,081
C 資産合計 (A+B)	14,252,969
D 負債合計	12,167,446
E 純資産 (C-D)	2,085,523

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人尚徳会
 所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

純 資 産 變 動 計 算 書
 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

		積立金					評価・換算差額等			純資産合計	
		(又は出資金)	設立等積立金	別途積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計	
令和 5年 3月31日 残高		14,469	1,150,000	1,481,566	2,646,035	45,680			45,680	2,691,715	
会計年度中の変動額					0						
当期純利益				△ 563,273	△ 563,273				△ 563,273		
						△ 42,917		△ 42,917	△ 42,917		
会計年度中の変動額合計											
令和 6年 3月31日 残高		14,469	1,150,000	918,293	2,082,762	2,763	0	2,763	2,085,525		

- (単位:千円)
- 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
 - 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載すること。
 - この場合には、科目ごとのそのそれぞれの金額を注記すること。
 - 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人尚徳会

所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	5,399,411		5,399,411	3,191,196	171,237	5,228,174
	附属設備	2,920,937	22,685	2,943,622	2,484,359	233,949	2,709,673
	構築物	1,443,345	880	1,444,225	245,030	55,030	1,389,195
	医療器械	246,795	76,565	320,990	962,541	95,726	225,264
	車両	13,199		13,199	95,898	5,460	7,739
	器具備品	177,015	17,312	194,327	540,908	66,081	128,246
	土地	2,661,865		2,659,873			2,659,873
	建設仮勘定	59,400		59,400			59,400
	一括償却資産	7,598	9,230	16,828		9,941	6,887
計		12,929,565	126,672	13,051,875	7,519,932	637,424	12,414,451
無形固定資産	電話加入権	2,419		2,419			2,419
	ソフトウェア	27,688	6,620	30,296	169,398	9,393	20,903
	借地権	4,778		4,778			4,778
	計	34,885	6,620	4,012	37,493	169,398	9,393
その他の資産	投資有価証券	149,643	4,056	132,633	21,066		21,066
	出資金	100		100			100
	長期貸付金	30,120	6,480	12,120	24,480		24,480
	保証金	7,384		88	7,296		7,296
	会員権	7,750		7,750			7,750
	繰延消費税	542,996		542,996		157,531	385,465
	計	737,993	10,536	144,841	603,688	0	157,531
6. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。							
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。							
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。							
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）							
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。							
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合は、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。							

様式第六号

法人名 医療法人尚徳会
 所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,000	4,000		4,000	4,000
賞与引当金	111,468	563,002	568,428		106,042
退職給与引当金	313,202	74,619	77,497		310,324

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があつたことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人尚徳会
 所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	130,000	130,000	0.38%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金				—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	11,057,949	10,830,954	1.27%	
その他の有利子負債				
合 計	11,187,949	10,960,954	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 医療法人尚徳会
 所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号

有価証券明細表

【債券】

銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
(満期保有目的債権) 桑名医師会看護学校 学債	8,000	8,000
計	8,000	8,000

【その他】

種類及び銘柄	口数等	貸借対照表価額 (千円)
ゴルフ会員権 桑名カントリー倶楽部		600
ゴルフ会員権 グレイスヒルズカントリー倶楽部		1,600
(その他有価証券) 三十三フィナンシャルグループ株式	2,100	4,376
(その他有価証券) 百五銀行株式	10,000	6,490
計	12,100	13,066

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人尚徳会
 所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位:千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	478,723		478,723	140		478,863
給与費	2,952,549	158,002	3,110,551	267,982		3,378,533
委託費	606,339	42,352	648,691	20,316		669,007
経費	1,334,962	96,442	1,431,404	58,779		1,490,183
売上原価			0			0
その他の事業費用			0			0
計	5,372,573	296,796	5,669,369	347,217	0	6,016,587

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附隨して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな御高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな御高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によるものである。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。